

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	市営土地改良事業の賦課金等の徴収		
根拠法令及び条項	蓮田市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 第1条及び第2条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （目的） 第1条 蓮田市営土地改良事業（以下「事業」という。）に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、分担金を徴収するほか、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4第1項において読み替えて準用する法第36条第1項及び第5項から第8項までの規定により当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者に対して金銭を賦課徴収する場合にはこの条例の定めるところによる。 （賦課基準等の決定） 第2条 前条の賦課の額（第3項に規定するものを除く。）は、各年度ごとに当該事業に要する経費のうち、国又は県から交付を受けた補助金の額を除いたものを超えない範囲内において市長が定める。 2 前項の賦課の基準を定めるに当たっては、当該事業についてその施行に係る地域内にある土地の利益を勘案しなければならない。 3 市長が指定する市営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が法第113条の3第3項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合（当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において、当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、県から交付を受けた国及び県補助金の額に相当するものを前項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地に割り振って得られる額（当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額）とする。		
	処分基準設定年月日	令和6年2月5日	処分基準最終変更年月日
所管部署	環境経済部 農政課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。